

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

新潟市長 中原 八一

新潟市訓令第2号

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程の一部を改正する規程

新潟市公有財産規則の規定による帳票規程（昭和59年新潟市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号中

「10 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の全部又は一部を取り消すことがあります。を

(1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とする場合

(2) 使用者が許可条件に違反した場合」

「10 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可の全部又は一部を取り消すことがあります。

(1) 使用財産を公用又は公共用に供するため必要とする場合

(2) 使用者が許可条件に違反した場合」に

(3) 使用者が新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に

規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と

社会的に非難されるべき関係を有するものと認められた場合」

改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。